

「富士砂防事務所節電計画」について

中部地方整備局富士砂防事務所においては、「国土交通省節電実行計画（平成23年6月20日）」に基づき、以下の設備について、平成23年7月1日から平成23年9月30日までの期間、基準電力値に比して、原則15%以上抑制を目指します。

○ 区分A 該当なし

（大口需要設備（500kW以上）及び大口需要設備（500kW以上）の一部としての需要設備（電気事業法第27条に基づく電力使用制限の対象設備））

○ 区分B

（小口需要設備（50kW以上500kW未満）及び小口需要設備（50kW以上500kW未満）の一部としての需要設備）

※基準電力値は、昨年のピーク期間・時間帯（8月から9月（平日）の9時から20時）の1時間単位の使用最大電力としています。（ただし、使用最大電力が把握できない場合等は、同期間・時間帯の月間使用最大電力量としています。）

※「国土交通省節電実行計画」において、防災等の理由で緊急的に関連機器等を稼働する場合には適用除外とされています。

施設名	富士砂防事務所
所在地	静岡県富士宮市
基準電力値	93kW
節電行動計画	別紙1のとおり

○ 区分C

（小口需要設備（50kW未満）及び小口需要設備（50kW未満）の一部としての需要設備並びに電灯契約の需要設備）

※基準電力値は、昨年のピーク期間・時間帯の月間使用最大電力量としています。

※「国土交通省節電実行計画」において、防災等の理由で緊急的に関連機器等を稼働する場合には適用除外とされています。

施設名	富士宮砂防出張所（動力）	富士宮砂防出張所（庁舎）
所在地	静岡県富士宮市	
基準電力値	2,084kWh	1,582kWh
節電行動計画	別紙2のとおり	

■富士砂防事務所節電行動計画

施設名	富士砂防事務所	責任者名	副所長	日付	
-----	---------	------	-----	----	--

中部地方整備局富士砂防事務所においては、「国土交通省節電実行計画（平成23年6月20日）」に基づき、平成23年7月1日から平成23年9月30日までの期間、基準電力値に比して、原則15%以上を抑制を目指します。

基本アクション		実行 チェック
照明	・執務室、玄関ホール、廊下、階段、外灯等を部分的に消灯する。	
	・未使用のエリア（会議室、食堂、廊下等）は消灯を徹底する。	
	・昼休みの消灯を徹底する。	
空調	・設定温度は原則冷房28℃を徹底する。	
	・玄関ホール及び未使用エリア（会議室・食堂等）の停止を徹底する。	
OA機器	・省エネモードの設定を徹底する。	
	・パソコンを一定時間使用しない場合におけるディスプレイの自動消灯、シャットダウンを徹底する。	
電気機器	・ピーク時間帯におけるパソコンの充電バッテリー電力の有効利用を励行する。	
	・未使用時は主電源を切り、支障のない機器の電源プラグは抜き、待機電力の削減を徹底する。	
	・ピーク時間帯における冷水器、電気ポット、コーヒーマーカー等の使用制限を行う。	
	・暖房便座、温水洗浄機能、ハンドドライヤーは使用停止とする。	
	・冷蔵庫の設定温度の見直しを行い「弱」とする。	

さらに節電効果が大きいアクション

空調	・エアコンに負荷のかからない除湿モードの励行、ブラインドや扇風機を活用する。	
	・フィルターを定期的に清掃する。	

節電効果が大きい設備改修

照明	・交換時は従来蛍光灯より省エネ効果の高い製品へ切り替える。	
----	-------------------------------	--

勤務時間・節電意識の啓発

勤務時間	・毎週水曜日及び金曜日の定時退庁に努める。	
節電啓発	・節電責任者等の設置及び庁内点検による確認、適正化を図る。	
	・所内掲示板に節電行動計画を貼り、その効果を所内掲示板で周知する。	

※ 災害発生時、又は発生するおそれがある場合など臨時・緊急対応時には、上記行動計画に因らない場合があります。

■富士砂防事務所節電行動計画

施設名	富士宮砂防出張所	責任者名	出張所長	日付	
-----	----------	------	------	----	--

中部地方整備局富士砂防事務所においては、「国土交通省節電実行計画（平成23年6月20日）」に基づき、平成23年7月1日から平成23年9月30日までの期間、基準電力値に比して、原則15%以上を抑制を目指します。

基本アクション		実行 チェック
照明	・執務室、玄関ホール、廊下、階段、外灯等を部分的に消灯する。	
	・未使用のエリア（会議室、食堂、廊下等）は消灯を徹底する。	
	・昼休みの消灯を徹底する。	
空調	・設定温度は原則冷房28℃を徹底する。	
	・玄関ホール及び未使用エリア（会議室・食堂等）の停止を徹底する。	
OA機器	・省エネモードの設定を徹底する。	
	・パソコンを一定時間使用しない場合におけるディスプレイの自動消灯、シャットダウンを徹底する。	
	・ピーク時間帯におけるパソコンの充電バッテリー電力の有効利用を励行する。	
電気機器	・未使用時は主電源を切り、支障のない機器の電源プラグは抜き、待機電力の削減を徹底する。	
	・ピーク時間帯における冷水器、電気ポット、コーヒーマーカー等の使用制限を行う。	
	・暖房便座、温水洗浄機能、ハンドドライヤーは使用停止とする。	
	・冷蔵庫の設定温度の見直しを行い「弱」とする。	

さらに節電効果が大きいアクション

空調	・エアコンに負荷のかからない除湿モードの励行、ブラインドや扇風機を活用する。	
	・フィルターを定期的に清掃する。	

節電効果が大きい設備改修

照明	・交換時は従来蛍光灯より省エネ効果の高い製品へ切り替える。	
----	-------------------------------	--

勤務時間・節電意識の啓発

勤務時間	・毎週水曜日及び金曜日の定時退庁に努める。	
節電啓発	・節電責任者等の設置及び庁内点検による確認、適正化を図る。	
	・所内掲示板に節電行動計画を貼り、その効果を所内掲示板で周知する。	

※ 災害発生時、又は発生するおそれがある場合など臨時・緊急対応時には、上記行動計画に因らない場合があります。